

白川町長選挙選挙長告示第2号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における立候補受付順位決定要領を次のとおり定めた。

令和8年8月4日

白川町長選挙選挙長 安 江 正 宏

立候補届出の受付順位決定要領

1. 令和8年8月4日午前8時30分現在に、令和8年8月9日執行の白川町長選挙立候補届出の受付会場（以下「受付会場」という。）に到着し、立候補届出書類を持参している者（以下「参集者」という。）が、2人以上ある場合は、次項の要領により書類審査の受付順位を定める。
2. 該当する人数分のくじを用意し、到着した順序にくじを引かせ、引いたくじに記してある番号をもって、その者の書類審査受付順位とする。
3. 午前8時30分経過後、受付会場に到着した参集者の書類審査受付順位は、その到着の順位による。ただし、2人以上の者が同時に到着したときは、前項の要領によりくじで定める。
4. 選挙長が、立候補の届出書類を審査した結果、書類不備で返戻したときは、次順位以下の者を1順位ずつ繰り上げるものとする。
5. 選挙長が立候補者に交付する届出受理書に記載した番号をもって、立候補届出の受付順位と決定する。

白川町長選挙選挙長告示第3号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における選挙立会人のくじを行う場所、日時及び執行要領は、次のとおりである。

令8年8月4日

白川町長選挙選挙長 安江正宏

1. 場 所 白川町河岐1705番地2 白川町役場（第3会議室）
2. 日 時 令和8年8月6日 午後5時15分
3. 執行要領 選挙立会人のくじの執行要領は、昭和38年白川町選挙管理委員会告示第26号「選挙立会人（開票立会人）のくじの執行要領」により行うものとする。

白川町選挙管理委員会告示第26号

選挙立会人（開票立会人）のくじの執行要領を次のとおり定める。

昭和38年11月29日

白川町選挙管理委員会委員長 渡辺秀二

（別添）

選挙立会人（開票立会人）のくじの執行要領

1、くじの順位

- ①. 立会人となるべき者の届出が10人をこえているときは、まず、くじにより立会人となるべき者10人を定める。
- ②. 立会人となるべき者として決定された10人の中に同一政党所属者が3人以上あるときは、さらにくじにより同一政党所属者3人以上のうちから立会人となるもの2人を定める。

2、くじの方法

- ①. 1の①、②とも立会人となるべき者として届け出た候補者の立候補届の順序により、1番から順次番号を付し、その番号をもって立会人となる者のくじを引く順位とする。
- ②. 次に①の番号と同じ番号を付した抽せん器用の玉を抽せん器の中へ入れてよくまぜあわせる。
- ③. 次に第一抽せん順位の当該候補者の氏名を呼び上げ、抽せん器を廻して一個の玉を出し、その玉の番号が1の①の場合において1番から10番までのうちであるとき、及び1の②の場合において1番又は2番であるときは、その者を立会人とする。
第二抽せん順位以下の当該候補者についても同様の方法により立会人を決定するものとする。

白川町長選挙選挙長告示第4号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙につき、別紙のとおり立候補の届出があった。

令和8年8月4日

白川町長選挙選挙長 安 江 正 宏

白川町長選挙選挙長告示第5号

令和8年8月9日執行の白川町長選挙における選挙会場開票所の参観人を次のとおり制限する。

令和8年8月4日

白川町長選挙選挙長 安 江 正 宏

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 参観人の数 | 30人 |
| 2. 制限の理由 | 開票所が狭隘なため |